

2011年11月10日

各 位

原 告 全国過労死を考える家族の会代表世話人
寺 西 笑 子
過労死企業名の情報公開訴訟 原告弁護団一同
大阪過労死問題連絡会 会長 森 岡 孝 二
大阪過労死を考える家族の会 一同

過労死企業名の情報公開訴訟「控訴しないで」 FAXのお願いについて

本日（平成23年11月10日）、大阪地方裁判所は、大阪労働局管内で過労死と認定された従業員がいる企業名の公開を求める情報公開訴訟について、企業名を不開示とした大阪労働局長の決定を取り消す旨の判決を言い渡しました。

本判決は、過労死を出した企業名の公開という前例のない分野において、原告の請求を全面的に認めた画期的な判決です。

本判決が確定すると、今後、従業員を過労死させる劣悪な企業を社会の目で監視し、過労死そのものの発生を未然に防ぐことができます。

みなさまから本訴訟に賜りましたご支援に深く感謝申し上げます。

同時に、2週間の控訴期限（11月24日）に「控訴するな」と要請文を添付の要請先にお送りいただき、本判決の確定にご協力いただきますよう、お願い致します。

記

- 1、緊急の要請（FAX）1枚
- 2、期限は、11月24日までを基本としますが、なるべく早い時期にお願いします。

以上